

# 平成30年度 第1回野田市地域福祉計画審議会 次第

日 時 平成30年7月18日(水)  
午後1時30分から  
場 所 保健センター 3階大会議室

## 1 開 会

## 2 市長あいさつ

## 3 議 題

- (1) 委員名簿のホームページ掲載について
- (2) 地域福祉計画(第2次改訂版)事業の取組状況について
- (3) 市町村自殺対策計画の策定について

## 4 その他

## 5 閉 会

野田市地域福祉計画【第2次改訂版】取組状況について

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	平成29年度		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			取組実績	評価及び課題			
保健福祉推進のための『きっかけづくり』	(1)あいさつ、声かけ運動の推進	地域生活を円滑に進めるために大切な「あいさつ」は市民一人一人がお互いに関心を持ち、あいさつや言葉を交わす関係になることが第一歩です。「あいさつ」や「声かけ」が、日常的にまた継続的に行われる環境づくりが求められ、あいさつや声かけのきっかけとなるように、「あいさつ、声かけ運動」を全市的に展開し、毎年4月を「あいさつ、声かけ運動」強化月間としこの輪を地区社協や自治会、その他あらゆる団体の協力を得て、継続的な活動として運動を推進します。	地区社協や自治会、各団体等への積極的な働きかけは実施していませんでしたが、地区社協では、自主活動の中で声かけ運動等を自発的に実施してありました。しかしながら、自治会や各団体への働きかけが不十分であったため、全市的かつ組織的な取組には至りませんでした。	市として個別に対応をしている部署があったものの、それらを統合し、全市的な運動に拡大するに至らなかったことから、今後「あいさつ、声かけ運動」を全市的に推進していくためには、人事課や社会福祉協議会をはじめ、地区社協、自治会、民生委員児童委員協議会、学校、各団体等関係機関との連携を強化しつつ、市全体で効果的に「あいさつの輪」を広げていけるかが課題と考えます。	あいさつは地域生活を円滑に進める地域共生社会の実現のためには大切なものであり、元気で明るい野田市を築く源と考えます。地区社協での運動の拡大、自治会や民生委員児童委員の総会等、関係者が多く集まる機会を利用し、4月のあいさつ強化月間に期間を限定せず、日常生活の中で、習慣化されるよう周知と協力を依頼してまいります。また、4月の強化月間には市役所本庁舎正面に懸垂幕を掲示いたします。人事課では、「あいさつ、声かけ運動」を全市的に展開していくため、4月を「あいさつ運動強化月間」とし、職員に率先してあいさつを行うよう通知します。なお、強化月間中は、ポスターと各職員の名札を活用し、強化月間であることを明示し、職員の意識付けと市民に対する広報活動の一つとします。	生活支援課 人事課 社会福祉協議会	1
	(2)地区社会福祉協議会との共働	地域福祉計画は、その地域の実情に即し福祉全体の包括的で基本的な理念や目標を定めることを主旨としていることから、事業がすぐ成り立つ性格ではないため、市民に地域福祉計画が理解されることがほとんど無いものと想定されます。したがって各地区社協単位等での地域住民及び団体への周知活動や意見交換を展開し、今後の地域福祉施策の展開について理解促進を図ります。	各地区社協等に対し、個別に「地域福祉計画とは何か」、またこの計画が、「皆が共に手を携えて希望の持てる街」を目指して取り組んでいることの説明は行ってない状況であったため、社会福祉協議会と協議し、地区社協連絡会において、本計画の説明等を行うことといたしました。	各地区社協等との交流を含めた地域福祉計画の説明等を実施してこなかったことから、本計画の基本的理念や目標を共有することができておりませんでした。市内には全体で22地区社協があり、個別に「ふれあいいきいきサロン」や「友愛訪問」、「広報誌の発行」などの各種活動を行っています。それぞれが独立し、地区で活動しているため、個別に働きかけを行う機会は、地区社協連絡会に限定されます。今後、地域福祉計画の基本理念や目標、さらに施策の展開について地区社協等と共通の認識を持ち、地域の市民全体に広めて行けるかが課題であると考えます。	地区社協は、年2回実施される連絡会の場を利用して、本計画の趣旨や重要性を説明しながら意見交換等を実施し、各地区の住民の方々に対して周知活動等が展開できるような協力体制の確立を目指します。国が推進する地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の動向についても注視しながら、意見交換等の実施について検討してまいります。	生活支援課 社会福祉協議会	2
	(3)情報提供方法や事業名の付け方についての検討	市報、各種ガイドブック、ホームページなどによる市の情報提供は、狭いスペースや、専門用語などから、分かりにくい場合があります。市民の誰もが読みやすく理解できるような提供方法について配慮するとともに、事業実施や行事等に際し、興味や参加意欲が起るよう行事名の付け方を検討していきます。	市民誰もが読みやすく理解できるような提供方法や参加意欲の起るような行事名の付け方について、パンフレット等については、文字の拡大、見出しのアレンジ、また、イラストを取り入れる等の一定の配慮に取り組んでまいりました。市報については、市民からの要望を受け、平成29年4月15日号からカラー化し、今までより写真等が見やすく、また読みやすくなりました。	市民の誰もが読みやすく、理解できるような、分かりやすい表現や興味を引く事業名の付け方については、一定の配慮はしてきたものの、これでいいと言う訳ではなく、今後も市民の皆様のご意見をいただきながら、修正等を加え、出来る限り良いものとなるよう、展開していこうと考えます。また、保健福祉部各課の情報を発信する場合は元より、それ以外の課においても共通認識を持ち、市全体で取り組む課題でもであると認識しております。	市からの情報発信は、様々な「きっかけ」づくりの場になることが考えられます。誰もが読みやすく、市の各種事業や行事等に市民の方が興味や参加意欲が起るようになるには、どのような工夫が必要なのかを十分に検討し、広報広聴課と連携し全庁的に推進してまいります。また、市ホームページの時点修正等につきましても、随時実施してまいります。	生活支援課 広報広聴課	3
保健福祉推進のための『人づくり』	(1)ボランティア情報の提供	市役所及び社会福祉協議会の掲示板等に各種情報を掲示し、また、市ホームページ等を活用して、未経験者でもボランティアに参加しやすい環境づくりに努めてまいります。そのためには、「ボランティア通信」を市役所・支所に配置し、ボランティアセンターの情報を、市役所ロビーに掲示すると共に、社会福祉協議会の広報誌「社福のだ」やホームページで情報提供や周知を行い、更にボランティア活動の相談・斡旋を促進するため、休日相談(奇数月最終土曜日)を実施し、市内商業施設についても広報活動(相談・斡旋を含む)を行います。	ボランティア通信の配置 社会福祉協議会(ボランティアセンター)発行の「ボランティア通信」を市役所、支所、公民館等の公共施設に配置し、情報提供を行いました。 ボランティア情報の掲示 ボランティアセンターの情報は、市役所ロビーの施設案内板の裏面を活用し、ボランティア情報の提供を行いました。 ボランティア広報活動(年2回) 社会福祉協議会(ボランティアセンター)では、ボランティア層の拡大を図るため、市内商業施設において広報活動(相談・斡旋を含む。)を行いました。また、社会福祉協議会の広報紙「社福のだ」、ボランティア通信、ホームページ及びSNS等を活用し、ボランティア情報を周知しました。	「ボランティア通信」や「社福のだ」等のボランティア情報を見てボランティアを希望される方から問い合わせをいただき実際に活動へつなぐことができました。引き続き情報提供を行い、ボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図ります。	【ボランティア通信の配置】 社会福祉協議会(ボランティアセンター)発行の「ボランティア通信」を、引き続き市役所、支所、公民館等の公共施設に配置し、情報提供を行います。 【ボランティア情報の掲示】 ボランティアセンターの情報についても、継続して市役所ロビーの施設案内板の裏面を活用し、ボランティア情報の提供を実施してまいります。 【ボランティア広報活動】 ・市内商業施設における広報活動(相談・斡旋を含む) ・広報誌「社福のだ」、ボランティア通信、ホームページ及びSNS等を活用した情報の発信を行います。	社会福祉協議会 生活支援課	4

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	平成29年度		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			取組実績	評価及び課題			
	(2)ボランティアの育成	ボランティア養成講座受講者やボランティア経験者は、毎年多数生まれているが、情報不足やきっかけ不足により、次のボランティア活動へとスムーズに入れない人が少なくないと言われています。その人たちが、地域内で孤立せず、継続的な活動が続けられるよう、地域のリーダー又はコーディネーターとしての役割も担っている地区社協の会長及び事務局長からの意見を参考とし、地域の実情も考慮しながら、ボランティア育成の方策について社会福祉協議会と協議して行政の組織的な支援体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアセンターの運営とボランティア育成のため、引き続きボランティアコーディネーター2人を配置し、事業を実施しております。</li> <li>野田市からの補助金 1,800,000円</li> <li>職員体制:2人(交代制で、常時1人)</li> <li>勤務時間:8時30分から17時15分(土日を除く)</li> <li>ボランティアセンター登録状況 104団体(2,061人) 個人(249人)</li> <li>主な登録団体 <ul style="list-style-type: none"> <li>点訳、朗読グループ、給食サービス、その他障がい者の支援団体</li> </ul> </li> <li>[ボランティアセンター活動内容] <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアに関する相談、斡旋 <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動をしたい人、受けたい人の相談(454件)、斡旋(336件)</li> </ul> </li> <li>ボランティアの養成 <ul style="list-style-type: none"> <li>各種ボランティア養成講座の開催</li> <li>夏休みボランティア体験講座</li> </ul> </li> <li>福祉教材、機材の貸出 <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関、地域団体、ボランティアの方々に無料で貸出をしています。</li> </ul> </li> <li>情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌、社会福祉協議会ホームページ、SNSの活用によりボランティア情報の提供を一層強化し、見る方に分かりやすくまた、興味を持っていただけるような内容、表現方法を用いて、情報を発信しました。併せて、ボランティア通信を奇数月に2,000部を発行し、各公民館や小・中学校、支所、郵便局等に配布しました。</li> </ul> </li> </ul> </li></ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア養成講座の受講者やボランティア経験者は毎年多数生まれ、ボランティアセンター登録団体や個人についても多数登録されていますが、今年度の登録人数は団体においては増加したものの、個人の登録は31人の減少となりました。今までもボランティアの皆さんが活動する場や活動環境の整備に努めておりますが、登録人数の減少については、社会福祉協議会と原因等について検証する必要があると考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアセンターの役割や機能についての啓発活動の強化、ボランティア活動に参加できる環境づくりの促進、ボランティア活動者や団体及び受入先との連携とフォローの充実、ボランティア情報の積極的な収集について、社会福祉協議会とさらに連携を強化し、積極的に協議してまいります。</li> <li>また、今後もボランティアコーディネーター2名を配置し、継続してコーディネート業務を行い、ボランティアセンターの運営に従事していきます。</li> <li>野田市からの補助金 1,800,000円</li> <li>職員体制:2人(交代制で、常時1人)</li> <li>勤務時間:8時30分から17時15分(土日を除く)</li> <li>[ボランティアセンターの活動状況] <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアに関する相談、斡旋 <ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動をしたい人、受けたい人の相談、斡旋</li> </ul> </li> <li>ボランティアの養成 <ul style="list-style-type: none"> <li>各種ボランティア養成講座の開催</li> <li>夏休みボランティア体験講座</li> </ul> </li> <li>福祉教材、機材の貸出 <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関、地域団体、ボランティアの方々に無料で貸出</li> </ul> </li> <li>情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌、社会福祉協議会ホームページ、SNSの活用によりボランティア情報の提供を一層強化し、見る方に分かりやすくまた、興味を持っていただけるような内容、表現方法を用いて、情報を発信していきます。併せて、ボランティア通信は奇数月に2,000部を発行し、各公民館や小・中学校、支所、郵便局等に配布していますが、今後も継続していきます。</li> </ul> </li> </ul> </li></ul>	生活支援課 社会福祉協議会	5
	(3)ボランティア活動の強化	種々の事業における稼働評価を向上すべく、課題等に対する検討や対策に随時対応できるよう努め、一層の機能強化を図っていくこと、また、広く市民活動団体を支援対象としていることを明確にして利用促進を図るため、名称を市民活動支援センターに変更し、機能強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>センター機能の更なる増強のため、支援補助員を配置し、情報発信能力等の向上を図りました。</li> <li>市民活動団体支援補助金制度を創設し、市民活動団体の運営を財政面から支援する取組を実施しました。</li> <li>「市民活動元気アップふえすた」については、参加団体も6団体増加し、市民活動を広く市民に知ってもらう機会として、また団体間での交流を深める機会として良いイベントとなりました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動団体支援補助金制度については、市民活動団体が活動を行う上で、より活用しやすい補助制度としていくため、更なる検証を重ねていく必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動支援センター登録団体へのアンケート調査を実施し、市民活動団体が求めるセンターの今後の在り方を検証します。</li> <li>市民活動団体支援補助金制度については、運営協議会等で議論することで、市民活動団体がより活用しやすい補助制度となるよう見直しを実施します。</li> </ul>	市民生活課	6
	(4)学校・地域における福祉教育の充実(福祉人材の確保・養成)	地域福祉を推進する人材を育成するためには、学校教育において地域との連携や交流の場へ児童・生徒が主体的にボランティア活動に参加できるよう機会づくりが重要です。これまで、福祉教育の充実また、高齢者や障がい者とのふれあいを通して、共に生きる社会の一員であることの理解を高めるなど、地域福祉の推進に寄与することを目的とした事業を開催しました。地域活動においても地区社協の取組の中で、児童・生徒が交流の場に参加できるよう機会あることに要請していくこととし、今後とも福祉教育を積極的に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内各小中学校において、総合的な学習の時間等を活用し、車いす・目かくし体験、点字体験、高齢者との交流会、福祉施設訪問、障がい者との交流会、講演会を実施し、福祉教育に取り組んでいます。また、ボランティア学習を、クラブ活動として実践している学校もあります。</li> <li>障がいを持つ方々とのふれあいを通して、共に生きる地域社会の一員であることの理解を深めるため、市内小中学校の児童生徒が「おひさまといっしょ」に参加しました。</li> <li>平成29年度 柳沢小学校、第一中学校</li> <li>車いす・目かくし歩行体験講座</li> <li>市内9小学校にて実施(川間小・柳沢小・尾崎小・木間ヶ瀬小・福田第一小・七光台小・岩木小・中央小・山崎小)</li> <li>夏休みボランティア体験講座</li> <li>中央の社での自然観察・クリーンボランティア体験やボランティア団体主催のイベントに参加しました。</li> <li>車いす・目かくし歩行体験講座</li> <li>市内9小学校にて実施</li> <li>ボランティア活動普及を目的にボランティア活動の主旨や内容を記載したガイドブック「はじめの一步を応援します」を作成し、中学校を卒業する生徒へ配布しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者支援課からの案内(介護キャラバン隊)や社会福祉協議会、市内の各ボランティアサークルの協力を得て、高齢者疑似体験や車いす・目かくし体験、点字体験、手話の学習等を実施しました。障がいを持つ方々への理解を深め、一人一人を大切にすることを養う契機となりました。</li> <li>「おひさまといっしょ」は、引き続き閑宿体育館を会場に実施されました。当日に向けて、練習や準備に取り組む中で、意識を高めたり、当日の地域の方々とのふれあいの中で、様々な方への理解を図ったり人との関わりを温かを感じたりできる機会になりました。</li> <li>若い世代にボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図るため、今まで以上に夏休みボランティア体験講座等の参加促進に努める必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校では、今年度も児童生徒の実態に応じて、特別支援学級と通常学級との共同・交流学习に取り組めます。また、福祉団体やボランティアサークルの協力を得て、車いす体験や手話の学習等を実施し、障がいを持つ方々に関する理解を深めます。手話言語条例のもと、手話等のコミュニケーション手段の幅や人々との関わりを広げてまいります。</li> <li>車いす・目かくし体験や手話の学習など</li> <li>「おひさまといっしょ」や「サンスマイル」への参加など</li> <li>夏休みボランティア体験講座</li> <li>車いす・目かくし歩行体験講座</li> <li>ボランティア活動普及を目的にボランティア活動の主旨や内容を記載したガイドブック「はじめの一步を応援します」を作成し、中学校を卒業する生徒へ配布。</li> </ul>	指導課 社会福祉協議会	7

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	平成29年度		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			取組実績	評価及び課題			
保健福祉推進のための「ネットワークづくり」	(1)地域福祉活動団体間の連携の強化	地域福祉活動の中心となる地区社協、自治会、ボランティア団体、民生委員児童委員、子ども会、いきいきクラブ等の福祉関係団体が地域のニーズに合わせた福祉サービスを提供するためには、お互いの情報を提供及び共有することが必要です。地区社協は自治会や子ども会などの福祉関係団体及びボランティアにより構成されていることから地区社協の活動をより充実させ、各団体間の連携を図ります。	地区社協ボランティアスタッフ懇談会を開催し、ボランティアとは何か、ボランティアコーディネーターとはどんなことをしているのか等を学び、地域活動や地域におけるネットワーキングの構築、ボランティア活動を通じて経験を生かし、住民の結びつきを強める働きの一助としました。	地区社会福祉協議会連絡会を開催し、情報提供を行いました。今後は地区社会福祉協議会の活動をより充実させるための情報提供のテーマについて検討する必要があります。	地区社会福祉協議会連絡会の開催に同席し、情報提供を行うとともに、活動内容のテーマを検討し、地区社会福祉協議会活動が更に充実するよう支援をしてまいります。  [平成30年度取組予定] ・市外研修(7/21):群馬県社会福祉総合センター 点字器具、福祉用具の見学	社会福祉協議会 生活支援課	8
	(2)地域のふれあいの場づくり(ふれあいサロン等)	都市化や核家族化の進展により、希薄化する人間関係に対して、住民同士が気軽に立ち寄り交流できる「ふれあいサロン」事業を実施し、各年齢層間の触れ合い促進を図り、更なる機会の確保に対応していきます。また、障がい者と健常者が共に参加する行事を支援し、障がい者の交流機会の創出に努め、更には、地域の実情に即した触れあいの場の確保に関する相談支援についても実施していきます。	各地区社協において、「ふれあいサロン」等を実施しました。また、障がい者と健常者が共に参加する「おひさまといっしょ」等のイベントを実施し、障がい者との交流機会に努めました。 障がいのある人と障がいのない人が一緒に参加できる各行事を通して、障がいのある人に対して理解と認識を持つことができよう、行事への積極的な参加を推進しました。  第43回おひさまといっしょに 開催日 6月16日 場所 閑宿総合公園体育館 参加者数 障がい者等約1,000人  第38回野田市障がい者釣大会 開催日 平成29年6月3日 場所 旧閑宿クリーンセンター調整池 参加者数 71人 子ども釣大会と同日開催  小学校の昼休みの時間帯を利用して、高齢者と児童の間で、ゲームや歌等の世代間交流を行いました。 岩木小学校老人デイサービスセンターでの交流事業 ・1年生との交流会4回(6月) ・3年生との交流会4回(7月) ・4年生との交流会4回(9月) ・6年生との交流会3回(10月) ・2年生との交流会5回(11月) ・5年生との交流会4回(12月)  保育所では、高齢者との「伝承遊び」や「園芸菜園の耕作」等を年間行事に取り入れるなど、地域住民との交流に努めています。 [交流実績] 公立保育所(10施設)では、年2回から11回実施しており(清水保育所は8月を除いて毎月実施)、延べ41回実施しました。	高齢者、子ども、障がい者等のふれあいの機会を引き続き実施していく必要があります。 障がい者釣大会は、子ども釣り大会と合同で実施しており、障がいのある人と子どもたちが触れ合える場となっていることから、引き続き実施します。 小学校の昼休みの時間帯を利用して、高齢者と児童の間で、ゲームや歌等の世代間交流が活発に行われました。 いきいきクラブとの連携及び高齢者施設を訪問することにより、高齢者と子どものふれあい事業の継続や充実が求められています。更に高齢者と交流することで「花の苗植え」や「芋掘り」をすることで土に触れる機会が作れます。	各地区社協において、「ふれあいサロン」等を実施、また、障がい者と健常者が共に参加する「おひさまといっしょ」等のイベントを実施します。 引き続き、障がいのある人と障がいのない人が一緒に参加できる各行事を通して、障がいのある人に対して理解と認識を持つことができるよう、行事への積極的な参加を推進します。  第44回おひさまといっしょに 開催日 6月16日 場所 閑宿総合公園体育館 参加者数 障がい者等約1,000人  平成30年度 第39回野田市障がい者釣大会 開催日 平成30年6月2日 場所 旧閑宿クリーンセンター調整池 参加者数 68人 子ども釣大会と同日開催  小学校の昼休みの時間帯を利用して、高齢者と児童の間で、ゲームや歌等の世代間交流を行う予定となっています。 岩木小学校老人デイサービスセンターでの交流事業 ・1年生との交流会4回(6月) ・3年生との交流会5回(7月) ・4年生との交流会4回(9月) ・2年生との交流会4回(10月) ・5年生との交流会4回(11月) ・6年生との交流会4回(12月)  引き続き、いきいきクラブの協力を得て、ホールや園庭を開放し、「伝承遊び」「園芸菜園の耕作」などの交流活動を通じ、高齢者とのふれあいを深めます。	社会福祉協議会 障がい者支援課 高齢者支援課 保育課	9
	(3)地域自治組織についての検討	地域の潜在力を発揮する仕組みを充実させる必要があることから、その仕組みの一つである地域自治組織について、自主防災組織の設立や訓練などの活動支援を行い組織の設立強化を図ってまいります。	市と自治会連合会が連携し、自治会長研修会や研修用DVDとプロジェクターの貸出し等を行うほか、自治会加入促進リーフレットにより、自治会を通じて未加入世帯への啓発、市民課・出張所・支所の窓口において転入者等へ配布し加入促進を行いました。 自治会連合会を単位とする防犯組合の支部において、防犯パトロールへの参加や防犯研修会での講話を行い、自主的な防犯活動の支援を行いました。 自主防災組織設立時の資機材補助金、設立後4年を経過した自主防災組織への資機材補助金、防災訓練実施の活動補助金の拡充を行ないました。	地域コミュニティの核として自治会の意義を積極的に啓発するため、加入促進リーフレットにより加入促進に取り組んでいます。現時点では加入率の向上には至っていませんが、自治会においてリーフレットの活用により活動内容が分かりやすく啓発できるようになりました。 自治会会員の高齢化等により自治会役員の確保が難しい状況があり、自治会の活性化策が必要となっています。 地域の防犯力の向上や地域内の住民の結びつきを強化するため、継続した防犯活動を行う必要があります。 自主防災組織への活動に対して拡充策を行った結果、新たに11団体が設立され、217組織、組織率50.2%となりました。今後も自主防災組織未設立の自治会等の組織化を促進し、地域防災力の向上を図っていく必要があります。	引き続き、自治会との協働によるまちづくりを推進するため、自治会活動に必要な支援を行い、自治会連合会と連携し自治会の意義を積極的に啓発し、加入促進を行うとともに具体的な自治会活動の活性化策を検討・実施し自治会の強化を図ります。 防犯パトロールへの参加や防犯研修会での講話を行い、防犯組合各支部の自主的な防犯活動を支援し、地域の防犯力の向上を図ります。 新たに自主防災組織を設立する自治会や自主防災組織に対し、継続し自主防災組織への資機材等の補助金や防災活動に対する補助金の交付を行い、地域防災力の向上を図ります。	市民生活課 防災安全課	10
(4)行政職員の地域活動への参加	地域活動へ参加することで、地域課題の適切な課題把握ができ、適宜対応していくことができるなど有意義であり、地域活動が活性化され、地域と行政の協働によるまちづくりの推進に資することから職員が地域活動への参加を要請していきます。	新規採用職員研修において、「市民の地域活動について」、「地域貢献～消防団の取組について～」の講義を設け、積極的に地域活動へ参加する意識を醸成するよう企図しております。	新規採用時に研修を行うことにより、地域貢献意識の高い職員を育成できるものと考えております。また、夏のおどり七夕などには市外在住の職員も含め参加の協力を得ております。 一方で、これら地域活動は、個人の活動に終始することから参加実態の把握ができない状況にあります。	今後同様のカリキュラムにて職員研修を進めて参ります。	人事課	11	

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	平成29年度		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			取組実績	評価及び課題			
総合的・横断的なサービスの充実	(1)高齢者、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討	高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯等の社会的に弱い立場の方々に、住宅情報の提供や、保証人がいないなどの理由で入居が困難な世帯への対応などの支援のほか、見守りや緊急時の対応など「居住の継続」に向けた支援について検討します。	「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」を平成17年8月1日から実施しています。 高齢者世帯、障がい者、ひとり親家庭等の住宅弱者を対象に、家賃等の支払ができるにもかかわらず「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、民間賃貸住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、市民税非課税の世帯に対しては家賃等保証委託契約時に要する費用の一部を助成することにより、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援しています。 利用状況 [29年度実績](平成30年3月末現在) ・相談件数 0件 ・申請件数 0件 入居保証 0 情報提供 0	保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていることから利用者が少ない状況となっています。また、契約時の条件として、親族等の緊急連絡先の確保が必要等の条件があり、確保できない場合、契約できない等の問題があります。	今後、民間賃貸住宅の入居に関する相談に対応し、事業の円滑な推進を図るため、協力不動産店及び関係部署への周知を行い、事業の広報・周知に努めていきます。 ・利用者の経済的負担を軽減するため、保証料の助成額(限度額)を増額し、対応していきます。	営繕課	12
	(2)地域での孤立死等への対策	高齢者や障がい者等、様々なケースの孤立している方に対して、自治会や民間業者等の協力を得て、さりげなく見守ることで、安心して暮らせるまちと実感できるよう適切な支援につなげます。	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために地域の自治会や民間企業の協力を得て、孤立死につながりやすい人を見つける手がかりや人との関わり合いを拒否する人をさりげなく見守り、地域住民の家族の異変を発見した場合に適切な支援につなげることを目的に、地域住民の異変情報提供に関する協定を締結し、孤立死防止対策を進めました。 協定書締結状況 民間20社(平成29年度末現在) (新聞販売店12社・宅配会社4社・野田郵便局他4社) 新たに宅配のお弁当業者様と協定を締結したことにより、一層、異変察知の機会が向上しました。 郵便局からの情報提供1件 生活支援課職員で対応しました。(不在を確認)	孤立している方の実態や数を把握することは非常に困難なため、地域の自治会や民生委員児童委員、民間事業者等の協力を得て、異変を早期に発見し、適切な支援が求められます。更に今後は高齢化に伴い、対象者の増加が考えられるため、より多くの協力民間事業者等との協定の締結が課題と考えます。 自治会、民生委員児童委員、地区社協、各団体や企業等幅広い連携の構築により、地域共生社会の実現に向けた取り組みへの展開に寄与するものと考えます。 また、民間事業者の参入を一層促進する体制作りが必要であると考えます。	地域での孤立化を防止するためには、日頃からの住民同士の結び付きが最も重要と考えられることから、自治会、民生委員児童委員、地区社協、各団体等の集まりの中で、近隣の助け合う習慣について、再度確認及び協力依頼をしたうえで地域の輪につながるよう支援してまいります。	生活支援課	13
	(3)子どもの健全育成に係る施策の総合的推進	妊娠初期から出産、子育てにわたる様々な相談について、ライフステージを通じて切れ目なく適切な支援につなげていきます。 児童虐待やひとり親家庭の増加等を背景に要保護児童が増えているため、児童福祉施策や教育行政に加え、様々な地域活動を組み合わせることで、総合的に対応していきます。	妊娠期から18歳までの児童に関する総合相談窓口として子ども支援室を開設しています。子ども支援室と保健センターで連携し、母子健康手帳交付時や相談、乳幼児健康診査や訪問等の地区活動を通じ、継続支援が必要な方には支援プランを作成し、関係機関と連携のもと支援しました。	子ども支援室には、保健師、臨床(発達)心理士、子育て支援総合コーディネーターを常時配置しており、専門的、多角的に迅速に対応しています。今後は、関係機関とより円滑に連携でき、タイムリーに情報共有できる体制作りを検討していくことが必要です。	関係機関との連携強化を図ると共に、情報共有できるシステムを検討します。 保健センターに理学療法士、子ども支援室に作業療法士、社会福祉士(スクールソーシャルワーカー)を配置したため、学校や保育所等施設に専門職を派遣し、教員や保育士等に助言を行います。	保健センター 子ども支援室	14
効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備	(1)効果的・効率的なニーズの把握	公的な福祉サービスに関する相談や苦情・要望については、これまで電話や郵便、ファックスやメール等により各担当部署で受付してきたほか、各課の会議等での場で出された市民からの相談、苦情、要望等をデータベース化し、市役所LANで検索可能なシステムを導入し、適切かつ早期の対応が行える体制を整備していきます。	効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備については前年度に引き続き検討を行いました。適切かつ具体的なシステム構築への検討には至っていない状況です。	直接、市に入る相談や苦情、また各課で受け付けたものについて、適切かつ早期の対応を実施するためには、事例集的なものを作成し、情報を共有することで対応が可能となるか、行政管理課、広報広聴課等関係各課で検討する必要があると考えます。	公的な福祉サービスにかかわらず、市に対する全ての相談・苦情・要望については、各課で回答した内容を事例集として作成し、全庁的に共有できる仕組みを構築してまいります。	生活支援課 行政管理課 広報広聴課	15
	(2)誰もが必要な福祉情報を容易に入手できる情報提供、体制の拡充・強化	【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】 「総合ポータルサイト」の構築について情報収集及び内容を把握考慮し、最新の情報提供ができるよう検討します。  【福祉マップの作成】 障がい者団体連絡会が作成した「やさしい街マップ」を参考に最新情報や利用者の意見を反映した改訂版などの更新を図り周知広報に努めます。  【転入者への担当民生委員の紹介】 転入してきた方に対し、相談者として民生委員の紹介及び一斉改選翌年には、担当地区へ民生委員名簿を全戸配布いたします。	【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】 関係各課が個別に情報を提供しており、総合ポータルサイトの構築には、至っていない状況です。  【福祉マップの作成】 初版については、千葉カントリークラブ様からのご支援をいただき障がい者団体連絡会が作成しましたが、今後、更新等の予定はないとのことです。  【転入者への担当民生委員児童委員の紹介】 毎年9月15日号の市報に広報誌「みんせい」を発行し、民生委員児童委員の活動を紹介していますが、新たに転入してきた方については、改めて担当地区の民生委員児童委員の紹介は行っていません。	【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】 市ホームページについては、コンテンツの充実を図っており、検索しやすく、容易に情報が入手しやすくなっています。  【福祉マップの作成】 平成19年に作成されて以来、その後は改訂および更新がされていない。  【転入者への担当民生委員の紹介】 転入者にいつの時点で、担当地区の民生委員児童委員名簿を配布できるかの検討が必要です。	【市のホームページ上に市内の福祉情報に関するポータルサイトを構築】 ポータルサイトとして、市ホームページの同内容を検索しなくても事業や項目別の入力により最新の情報を入手できるよう今後も取り組んでまいります。  【バリアフリー情報の提供】 日常生活に関わりのある公共施設等のバリアフリー情報をホームページを始め、既存の「公共施設ガイドマップ」や「まめバスルート図」、「観光ガイドマップ」等にオストメイト対応トイレや多目的トイレ等の情報を掲載することで、障がいがある人にもやさしい地図となるよう関係機関と協議してまいります。  【転入者への担当民生委員児童委員の紹介】 転入者への案内について、転入届を市民課に提出の際、窓口においては、生活支援課へご案内いただき対応いたします。 また、平成31年12月1日一斉改選を実施し、翌年には全戸配布予定です。	生活支援課 障がい者支援課 広報広聴課 商工観光課	16

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	平成29年度		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			取組実績	評価及び課題			
福祉サービス利用者の相談体制の充実	(1)成年後見制度・日常生活自立支援事業の普及啓発	野田市社会福祉協議会が平成27年度より日常生活自立支援事業の主体となり市民後見人の育成、市民後見人を活用した法人後見人を実施することを検討していきます。心配ごと相談員運営委員及び相談員に対しては、成年後見制度・日常生活自立支援での財産問題などの専門的な相談ができるよう研修会を開催し資質の向上に努めます。	<p>・障がい福祉ガイドブックやホームページに制度内容を掲載し、普及啓発に努めるとともに、市役所及び市内にある11か所の相談支援事業所の基本相談支援において、制度を必要とする方等への利用案内を実施するとともに、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の権利擁護部会において成年後見人制度の研修を行いました。</p> <p>また、パーソナルサポートセンターにおいても自立相談支援の中で、必要と思われる相談者については、社会福祉協議会に同行支援を実施しました。</p> <p>【取組実績】</p> <p>(1)相談支援事業 相談件数 84件(延べ435回)</p> <p>(2)法人後見事業 新規受任件数 4件(後見3件 保佐1件) 終了件数 2件 現受任件数 2件(後見2件) 後見支援員配置状況 ・現任者数 3人 ・登録者数 10人(市民後見人養成講座修了者)</p> <p>(3)市民後見人養成講座 平成29年度の実施はありませんでした。</p> <p>(4)普及啓発活動 「はじめての成年後見」講座 実施日 平成29年7月1日 老後の安心講座 実施日 平成29年7月29日、8月6日 成年後見制度と日常生活自立支援事業について 実施日 平成29年12月14日 参加者 25名</p> <p>(5)日常生活自立支援事業 新規契約者数 22人 解約者数 5人 現契約者数 45人 生活支援員配置状況 ・現任者数 19人 ・登録者数 10人</p>	<p>・成年後見制度の普及、啓発と共に、病院や社会福祉協議会等の関係機関等との連携強化が必要です。</p> <p>平成29年1月に、野田市社会福祉協議会において、野田市成年後見支援センターが開設され、制度の周知が図られた結果、相談件数、成年後見制度の受任件数、日常生活自立支援事業の契約件数すべてにおいて増加しました。</p> <p>担当職員の専門性の向上が課題です。また、関係機関等との連携強化が必要です。</p>	<p>引き続き、障がい福祉ガイドブックやホームページに制度内容を掲載し、普及啓発に努めるとともに、関係機関等との連携強化を図っていきます。</p> <p>・継続して啓発活動を実施し、制度の周知を図ります。また、担当職員のスキルアップを図り、より良い支援を提供します。</p>	障がい者支援課 高齢者支援課 生活支援課 社会福祉協議会	17
	(2)苦情解決処理システムの利用の促進	野田市社会福祉施設苦情解決システム運営要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、施設内の見えやすい場所に周知用チラシを掲示し苦情解決に努めます。	<p>苦情解決システム運営要綱に基づき、市として福祉施設サービス苦情相談員3人を継続して、また、新たに1人を選任しました。</p> <p>その他、苦情受付担当者を選出し、合わせて市報に掲載し周知するとともに、各施設内の見えやすいところに掲示するなど、広く周知し広報・啓発に努めました。</p> <p>なお、具体的に申出がなされた場合は、個人情報に関するものを除き、市報で公表することとしています。</p> <p>H29年度の申出実績はありませんでした。</p>	<p>苦情解決システム運営要綱に基づき、市として苦情解決責任者及び苦情受付担当者を選出後、各関係機関に周知し広報・啓発に努めました。今後も施設等の利用者からの苦情解決のため、引き続き制度や事業の周知に努め利用の促進を図る必要があります。</p>	<p>今後も引き続き苦情解決システムについて、施設等から利用者に積極的な周知を図るよう指導し、円滑な利用の促進を図ります。</p>	生活支援課	18
	(3)地域包括支援センターの活用	市内4つの日常生活圏域にある地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、虐待の防止・早期発見等の権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援などを行います。	<p>・要支援1・2の方の介護予防ケアマネジメント(ケアプラン作成)実施人数は、延11,996人。うち介護予防・日常生活支援総合事業のみ利用したケアプラン作成数は5,714人。</p> <p>・総合相談・支援の人数は延9,088人。うち、虐待等権利擁護に関する人数は、延664人。</p> <p>・介護支援専門員への後方支援については、延663人に実施しました。</p> <p>・なお、2次予防事業の終了に伴い介護予防事業を刷新した、シルバーリハビリ体操を中心とした6つの事業からなる「介護予防10年の計」として取組みを開始しました。</p>	<p>介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援について高齢者の増加に伴い、支援対象者が増加している中、今後も支援が必要な高齢者等の早期発見、対応をするうえで、関係機関との連携や協働体制がさらに重要になると考えます。</p>	<p>今後も引き続き、関係機関と連携を図りながら、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援など、支援が必要な高齢者等の早期発見・対応を実施し、効果的・継続的な支援に努めます。</p> <p>また、「介護予防10年の計」の支援に取組みます。</p>	介護保険課	19

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	平成29年度		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			取組実績	評価及び課題			
生活困窮者の自立促進	(1)日常生活の支援	「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」により、条件に見合わない理由による民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び住居継続支援を行っています。それとともに非課税の世帯に対し、家賃保証委託契約時に要する費用の一部を助成し、入居の機会の確保と入居後の安定した居住の継続を支援し、また、離職による生活困窮者等の住宅に対し、家賃相当の「住居確保給付金」を支給しています。今後は、生活困窮世帯の包括的な実態把握に努め、必要に応じた生活支援事業の継続と様々な支援について検討し、必要な施策と支援体制の強化を図ります。また、医療・介護扶助等のサービスを安心して受けられるよう関係機関相互の連携を強化し、継続的に実施していきます。	平成29年度においては住居確保給付金の利用者はいませんでした。 生活困窮者世帯の包括的な実態把握を行ないながら、支援体制の強化を図るため、相談支援関係機関と情報共有の円滑化及び効率的・効果的な支援を行なうため毎月1回支援調整会議を実施した。	パーソナルサポートセンターやハローワークとの連携を継続し、制度活用が必要な事例が生じた場合は今まで同様、状況に応じ適切に当該事業を実施していくことが重要と考えます。	今後も引き続き、生活支援課とパーソナルサポートセンター、ハローワークの連携に努め、就労支援を強化し、常用収入による自立に結び付ける支援を積極的に実施してまいります。 また、相談者からの相談内容において、医療や介護など住宅問題以外の問題等により困窮がうかがえる場合には、保護係とパーソナルサポートセンターの連携により、必要とする人に必要な支援が適切に実施できるよう、関係機関相互の連携強化にも努めてまいります。	生活支援課	20
	(2)自立に向けた支援	平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法の必須事業である「自立相談支援事業」により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図り個別的、継続的、包括的な支援を実施し、支援対象者の掘り起しと就労その他の自立に向けた支援を行います。	野田市パーソナルサポートセンター <開設日> 毎週 月～金(午前9時～午後5時)  <利用状況等> 相談者数 1,170人 (新規相談者数206人・継続相談者数964人)  相談対応数 電話620件・面接相談934件・訪問、同行253件・他機関協議1,273件)  支援調整会議12回開催 108ケースを検討 就労支援等による就労自立者24人 支援終了ケース84人	年々増加する相談者や支援困難ケースに対し、毎月1回定期的に支援調整会議を実施し、各分野ごとの専門的支援策を協議し、相談者にとってより適切な支援方法を探ってまいりました。検討ケース数は前年度の1.17倍(前年度92ケース)となりました。 支援の結果、就労等による自立者が前年度の0.6倍(前年度40人)で減少したものの、支援終了ケースは前年度の1.35倍(前年度62人)と生活保護に陥ることなく自立した生活を送ることができた方が増加しています。 しかしながら、心の悩みを持った方などからの相談が増加し、対応の難しさや多くの時間を費やすケースが増えたため、支援の終了が出来ず、長期に渡る支援が必要となる相談者が増加しています。	自立相談支援事業の実施により、生活困窮者はもとより、住宅喪失、多重債務、心の健康の問題、DV被害、家族関係をめぐる問題などが複雑に絡んで、当事者の力だけでは解決できない問題を抱えた方などの相談を受け止め、自立に向けた支援計画書を作成し、その問題を正確に把握した上で、当事者のニーズに合わせ、オーダーメイドで支援策を立て、相談者に行きながらサポートする寄り添い型の支援を積極的に実施し、最終的に就労等による自立に結び付けよう努めます。 支援調整会議については、可能な限り多くのケースを検討することにより、より多くの相談者に対して、ニーズに合ったより適切な支援策を導き出せるよう毎月定期的に実施してまいります。	生活支援課	21
	(3)学習支援事業	平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援法の任意事業である「子どもの学習支援事業」を、経済的な理由により学校以外に学習の機会のない中学生を対象に実施します。	・子どもの将来のために、学校の授業の他にも学習させたいが、経済的な理由だけでなくさまざまな事情により学力向上の機会を得られない子どもがいる実情に即し、対象枠を取り払い、市内の公立中学生のうち希望する全生徒を対象とした、英語と数学の無料学習支援を行う「子ども未来教室」を開催しました。 【対象者】 受講を希望する市内公立中学に通う中学校1年生から3年生 【開催期間】 2・3年生 平成29年4月3日～30年3月30日 (全50回) 1年生 平成29年5月15日～30年3月30日 (全44回) 【開催場所】 (月)中央公民館、野田公民館、保健センター (火)東部公民館、二川公民館、(水)南部梅郷公民館、川間公民館、木間ヶ瀬公民館、(木)福田公民館、北部公民館、南コミュニティ会館、(金)北コミュニティ会館、閑宿公民館 計13会場で開催 【最終実績】 受講者登録者数 681人(平成30年3月30日時点) 全体の出席率 65.7%(登録者に対する出席者) 全体の述べ受講人数 20,633人 登録中学校3年生 139人(平成30年3月30日時点)	・前年に比べ対象者を拡大したことで、登録者は大幅に増加しました。毎月の出席率は、開始当初には91.4%と高い割合でしたが、夏休み以降は徐々に低下し、高校受験が終わった3月には3年生の出席が減少したため低下してしまいました。 ・学習効果を確認するために3回実施した英語・数学のテスト及びアンケート調査の結果を考察すると、基礎学力の向上や学習習慣の定着が確認できました。 ・今後は、事業を発展的に展開していくためには、生徒個々の学力に応じた指導や動機づけ、さらには指導員の水準向上が課題であると考えます。また、国の補助活用等、関係各課と協議を進めるとともに情報の収集をすることが必要と考えます。	平成30年度からは、小学生の段階からの学習習慣の定着や基礎学力の向上を目指し、中学生に加えて、授業への理解の差が目立ってくる小学校3年生も対象として、引き続き学習支援を実施してまいります。	児童家庭課 社会教育課	22
	(4)生活困窮者支援を通じた地域づくり	生活困窮者を支援する過程において、必要な社会資源の活用、就労先の開拓、様々な社会参加の場づくりが必要になります。今後、住民の理解促進を図りながら必要な地域支援ネットワークの構築等を進めていきます。	パーソナルサポートセンターが実施する支援調整会議において、のだネット、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、野田健康福祉センター等、各事業において個々の情報共有を図ってまいりました。 また、新たな職場の開拓も数社からご協力をいただきました。	各事業ごとの個々のネットワークは図ってきましたが、全体的な地域支援ネットワークが構築されていない現状です。今後、ネットワークの輪をどのような方法で地域に広げ構築していくかが課題と考えます。	パーソナルサポートセンターをはじめ関係機関や各課と連携し、全体的な地域支援ネットワークの構築に向けて、協議を進め、地域共生社会の実現も視野に入れ、どのような形で地域支援ネットワークがより効果的か検討してまいります。	生活支援課	23

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	平成29年度		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			取組実績	評価及び課題			
バリアフリー社会の確立	(1)ハード面のバリアフリー化	福祉のまちづくりパトロールなど、野田市独自の活動を引き続き推進していきます。公共施設のバリアフリー化については、交通バリアフリー法専門部会の意見を踏まえ進めてまいります。	16路線のパトロールを行い、段差の解消、標識・看板などの据えつけ状況の点検などを行い、補修・改修に努めました。 【実施路線】 いちいのホール(2)、老人福祉センター(2)、みずき小(2)、川間中(2)、関宿中央ターミナル(2)、木間ヶ瀬公民館(2)、福田二小(2)、東部中(2)  平成25年度よりパトロール区域は、拠点区域を中心とする半径500メートルから1,000メートル圏内に拡大しており、パトロールの対象となる路線は、全体で160路線となります。その中で平成28年度から平成30年度までの3年間で実施する路線は48路線となっており、平成29年度は、16路線を実施いたしました。  16路線のパトロールの結果指摘箇所数は市分69か所、国・県分17か所、警察等15か所、その他9か所の合計110か所で、市分69箇所の指摘箇所は工事等により改修いたしました。  公共施設のバリアフリー化については、交通バリアフリー法専門部会を経て計画された、勤労青少年ホームや福田公民館他のトイレ改修や中央公民館玄関ポーチ手摺設置の他、携帯型集団補聴システムの整備等6事業を実施しました。	平成28年度より3か年間のパトロール路線の2年目であり、その計画に沿って、公共施設半径1,000m以内の福祉のまちづくりパトロールを実施し、歩行空間の安全確保(バリアフリー化)を図りました。未実施の国や県分の指摘箇所についても再度依頼し、また、改修状況の確認もしてまいります。  公共施設のバリアフリー化については、ファシリティマネジメントの基本方針に基づき実施した「公共施設のバリアフリー化に対するニーズ調査」の結果や利用状況、優先度等を踏まえ、毎年度交通バリアフリー法専門部会に諮り実施しております。	公共施設半径1,000m以内とする160路線について、平成31年度以降も、再度パトロール路線を計画してまいります。  【平成30年度実施予定路線】 関宿会館(4)、関宿小(2)、七光台駅(1)、北部公民館(1)、南部中(2)、第一中(2)、福田中(2)、島会館(2)  公共施設のバリアフリー化については、総合計画実施計画に基づき、毎年度交通バリアフリー法専門部会に諮り計画的に実施していくことといたします。	生活支援課 営繕課	24
	(2)ソフト面のバリアフリー化	【心のバリアフリーの推進】 関係団体等の協力を得て、家庭、学校地域での心のバリアフリーを推進していきます。  【障がい者等に対する防災面でのバリアフリー化】 災害時の避難に特に配慮を要する避難行動要支援者の名簿整備が市町村の責務とされ、事前に同意確認を行うことで避難支援団体等への名簿の事前提供が可能となったことから、避難支援団体等との事前の情報共有を図り、災害時における効果的な避難支援活動が行われる体制づくりを進めます。	【心のバリアフリーの推進】 障がいの有無にかかわらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現に向けて、障がいのある人と障がいのない人が一緒に参加できる各行事への参加を推進しました。  第43回おひさまとっしょに(再掲) 開催日 6月16日 場所 関宿総合公園体育館 参加者数 障がい者等約1,000人  第38回野田市障がい者釣大会(再掲) 開催日 平成29年6月3日 場所 旧関宿クリーンセンター調整池 参加者数 障がい者等71人 子ども釣大会と同日開催  福祉のまちづくりフェスティバル ボランティア参加(南部中学校) 福祉のまちづくり講座 共生社会の実現に向けて、障害者差別解消法、認知症サポーターに関することなど。 会場:北部公民館(3回)58名参加 :木間ヶ瀬公民館(3回)68名参加  【障がい者等に対する防災面でのバリアフリー化】 新たに避難行動要支援者名簿登録の対象となった方に名簿への登録と名簿情報の提供についての意向確認を郵送で行うと共に、名簿の更新作業を年3回(7月、11月、翌年3月)行い、その名簿を避難支援等関係者(自治会、自主防災組織等)に提供しました。  避難行動要支援者数 7,602人(内同意のあった者6,282人) 平成30年3月31日現在	障がいの有無にかかわらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現に向けて、障がいのある人と障がいのない人が一緒に参加できる各行事への参加を推進します。  おひさまとっしょにや福祉のまちづくりフェスティバル、福祉のまちづくり講座に参加することを通じて、障がい者に対する正しい理解と認識を持つことを目的としているため、今後も継続して実施することにより、更なる啓発が図られると考えます。  新規名簿登録対象者に郵送にて意向確認を実施した。また、避難行動要支援者名簿の更新を年3回行い、その名簿を避難支援等関係者に提供することができました。  避難支援等関係者のうち自治会においては、代表者が数年で変更になることがあるため、市の取組に対する理解が適切に引き継がない場合があります。	【心のバリアフリーの推進】 引き続き、障がいの有無にかかわらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現に向けて、障がいのある人と障がいのない人が一緒に参加できる各行事への参加を推進します。  第44回おひさまとっしょに(再掲) 開催日 6月16日 場所 関宿総合公園体育館 参加者数 障がい者等約1,000人  第39回野田市障がい者釣大会(再掲) 開催日 平成30年6月2日 場所 旧関宿クリーンセンター調整池 子ども釣大会と同日開催  福祉のまちづくりフェスティバル ボランティア参加 福祉のまちづくり講座 福祉のまちづくりを推進するために、福祉に対する様々な視点から講座を開設する。 会場:川間公民館 :福田公民館  【障がい者等に対する防災面でのバリアフリー化】 新たに避難行動要支援者名簿登録の対象となった方に名簿への登録と名簿情報の提供についての意向確認を郵送で行うと共に、名簿の更新作業を年3回(7月、11月、翌年3月)行い、その名簿を避難支援等関係者(自治会、自主防災組織等)に提供していきます。  市の避難行動要支援者制度に対する取組を理解いただくため、自治会長会議等とおして、制度の周知・定着を図ります。	生活支援課 高齢者支援課 障がい者支援課	

基本方針	関連事業	事業内容及び方針	平成29年度		計画期間中の今後の取組	担当課	項番
			取組実績	評価及び課題			
福祉活動の活性化を通じた地域の活性化	(1)コミュニティビジネスの検討	地域住民が主体的に地域の人材やノウハウ、資金等を活かして継続的に事業を行い、地域課題をビジネスの手法で解決するコミュニティビジネスの立上げ支援について検討しています。これまで「ふれあい喫茶つくしんぼ」という喫茶店ビジネス形態で対応している例があります。今後とも、国、県等の動向を注視するなど、引き続き情報収集を行います。	経済産業省関東経済産業局の「コミュニティビジネス事例集」等により、引き続き支援形態や支援事例に関する情報収集を行いました。	地域資源活用型、まちづくり推進型、子育て支援型に分類され、それぞれの実例が紹介されていますが、全国的な実施事例のため、野田市に当てはめた場合、どのような事業が実現可能か、どのような事業を立ち上げれば地域の活力を活性化させることができるのかも含めて情報の更なる広範囲の情報収集と研究が必要と考えます。	今後とも、国、県等の動向を注視し、経済産業省関東経済産業局等より、「コミュニティビジネス事例集」等の情報収集を行い、調査研究する。また、地域的な課題や生活状況の把握、整理を行い、課題を解決するために必要なものは何か、どのような施策が有効であるかなどを、研究してまいります。	生活支援課	26
	(2)福祉協力店制度の検討	福祉活動に積極的に取り組む企業・店舗等と協力し、障がい者団体連絡会の作成した「やさしい街マップ」と効果的に連携をとり市民に情報提供する「福祉協力店制度」の導入等、様々な事例を参考にしながら、制度の在り方などについて調査研究していきます。	現在、「福祉協力店制度」の実施には至っておりませんが、引き続き、この制度を実施している全国の社会福祉協議会での事例など、実情把握のための情報収集を行いました。	どこまでのサービスが「福祉協力店」とするかなど、各市により違いがありますが、定期的に利用することで地域での見守りにも繋が「孤立死」対策としても有効であると考えられます。福祉協力店制度の導入について、検討して行く必要があると考えます。	「福祉協力店制度」の在り方などについて、引き続き、情報収集を行い、野田市社会福祉協議会と調整の上、方向性を含めて総合的に研究してまいります。	社会福祉協議会 生活支援課	